

こども医療費助成制度 償還払いの申請期限が 延長されます!



美里町こども医療費助成に関する条例の一部が改正され、
償還払いの申請期限が「6か月」から「1年」に延長されます。

変更点（償還払いの申請期限）

これまで（現行）

保険医療機関において診療を受けた日の
属する月の末日から起算して

6か月を経過した日以後は、
申請することができません。



これから（改正後）

保険医療機関において診療を受けた日の
属する月の末日から起算して

1年を経過した日以後は、
申請することができません。

適用 時期

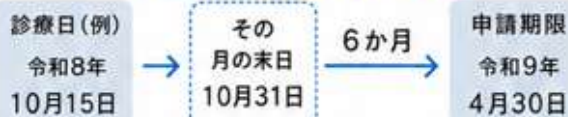
令和8年11月1日以降に診療を受けた分から適用されます。

※令和8年10月31日以前に診療を受けた分については、これまでどおり6か月が申請期限となります。

イメージ例

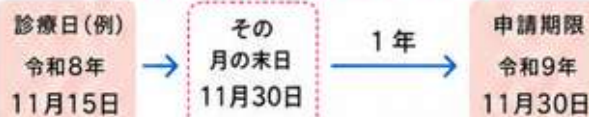
令和8年10月31日以前に診療を受けた場合

申請期限は「6か月」です。



令和8年11月1日以降に診療を受けた場合

申請期限は「1年」に延長されます。



- 申請期限を過ぎた場合は、助成を受けることができませんのでご注意ください。
- 入院時の食事療養費、交通事故など第三者行為による医療費、他の公費負担制度がある場合の自己負担金は助成対象外です。
- 医療機関での窓口負担を町が直接支払う「現物給付方式（受給者証の提示）」は、これまでどおりご利用いただけます。

お問い合わせ

美里町役場 こども応援課 子育て支援係

☎ 0964-42-6550

受付時間：平日 8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）

こどもたちの
未来のために

